

I P O取引参加者制度の創設について

平成15年10月29日

株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

現在、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社が増加している。このような証券会社が当取引所の取引参加者となることにより、ベンチャー企業の上場促進、投資者に対する新たな魅力的な投資対象の提供が期待できる。

そこで、当取引所は、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社の取引資格取得を促すため、当取引所において行う業務に見合った適切なコストで参加することができる新たな取引参加者制度（I P O取引参加者制度）を創設することとする。

概 要

項 目	内 容	備 考
1．取引参加者の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな取引参加者の種類として「I P O取引参加者」を設ける。・ I P O取引参加者とは、当取引所の市場において、当該I P O取引参加者が新規上場の際に主幹事業務を行った上場会社の発行する有価証券（以下「売買対象有価証券」という。）の売買を行うための取引資格（以下「I P O取引資格」という。）を有する者をいう。	<ul style="list-style-type: none">・ I P O取引参加者は、売買対象有価証券以外の有価証券の売買を行うことはできない。
2．取引資格の取得		
(1) 申請及び承認	<ul style="list-style-type: none">・ I P O取引参加者になろうとする者は、当取引所が定めるところにより、当取引所にI P O取引資格の取得申請を行い、その承認を得なければならない。	<ul style="list-style-type: none">・ 取得手続等については、総合取引参加者と同様とする。
(2) 要件	<ul style="list-style-type: none">・ I P O取引資格の取得要件は、証券会社又は証券取引法第107条の3第1項第1号の政令で定める外国証券会社であること、経営の体制、財務基盤、業務執行体制その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について当取引所が行う審査により適当であると認める者であること、とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 総合取引参加者と同様とする。

<p>(3) 資格取得費用</p> <p>入会金</p> <p>信認金</p> <p>(4) 参加者負担金</p> <p>定額負担金</p> <p>定率負担金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円とする。 ・ 150万円に当該 I P O 取引参加者の本店以外の営業所の数に15万円を乗じた金額を加算した額とする。 ・ 月額20万円とする。 ・ 売買対象有価証券ごとの売買代金又は売買数量に徴収標準率を乗じて算出した額の総額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合取引参加者と同額とする。 ・ 参加金は、売買できる有価証券が限られるため、徴収しないこととする。 ・ 総合取引参加者と同様とする。 ・ 徴収標準率については、総合取引参加者と同率とする。
<p>3 . 売買対象有価証券の 売買を行う資格の喪失</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ I P O 取引参加者は、当該 I P O 取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該公募又は売出しに関する元引受契約又は当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買を行う資格を喪失するものとする。 	
<p>4 . その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ I P O 取引参加者の義務等については、総合取引参加者と同様とする。 	

・ 創設時期

平成 1 5 年 1 2 月上旬の創設を目途とする。

以 上